

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【公開番号】特開2015-42290(P2015-42290A)

【公開日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-015

【出願番号】特願2014-216593(P2014-216593)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/151 (2006.01)

A 6 1 M 1/00 (2006.01)

A 6 1 B 5/15 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/14 3 0 0 D

A 6 1 M 1/00 5 1 0

A 6 1 B 5/14 3 0 0 J

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年12月11日(2015.12.11)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

身体の部分(17)の皮膚を穿刺できる切開エレメント(14)を備えた、体液抜き取り装置であって、

皮膚の穿刺から得られた体液のための受け取り構造(18)と、

前記切開エレメント(14)の前進動作および引き抜き動作のための切開駆動部(12)とを有し、

前記切開エレメント(14)の先端(16)が、前記前進動作によって、皮膚表面から、前記皮膚(17)の性質に応じて選択される最大の切開の深さ(d)まで貫入し、

前記切開駆動部(12)が、前記引き抜き動作の第1引抜段階(R1)の間に、前記最大の切開の深さ(d)から、前記最大の切開の深さ(d)に関わらず一定の第1部分の距離(d)だけ、前記切開エレメント(14)の先端(16)を前記皮膚表面の下の中間位置まで引き抜くように設計され、

前記切開駆動部(12)が、前記第1引抜段階(R1)の後に、体液を前記受け取り構造(18)に集める第2引抜段階(R2)の間に、前記皮膚から前記切開エレメント(14)を引き抜くように設計され、

前記体液中の検体を検出するように設計される検査エレメント(20)が、前記体液を前記受け取り構造(18)から前記検査エレメント(20)へ移動させる移動時間が1.5s未満であるように配置され、

前記切開エレメント(14)の前記引き抜き動作の開始から、前記検査エレメント(20)に前記体液を載せるまでの所要時間の合計が5s未満である装置。

【請求項2】

前記受け取り構造構造(18)が、毛管として作用する請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記体液を前記受け取り構造(18)から前記検査エレメント(20)へ移動させる移動時間が0.5s未満であり、

前記切開エレメント(14)の前記引き抜き動作の開始から、前記検査エレメント(20)に前記体液を載せるまでの所要時間の合計が1~2s未満である請求項1または2記載の装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

サンプルにおける不利益な変化を充分に排除するために、切開エレメントの引き抜き動作の開始から、検査エレメントに体液を載せるまでの所要時間の合計は、5s未満であるべきであって、好適には1~2s未満である。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0029】

切開エレメント14は、身体の部分17、とりわけ指先から少量の血液を採取するための、いわゆる「マイクロ・サンプラー」として設計される。切開エレメントは単一の一体成形品として、薄いステンレス鋼板から構成することができ、穿刺による創傷を作り出すための切開部材として末端に成形される先端16を有する。遠位端の部分が先端16の領域へと伸びる溝状またはスロット状の毛管チャネル18は、穿刺による創傷から体液(血液および/または組織液)を摂取することを可能にする。皮膚穿刺の後に適切な流れのつながりを作ることによって、受け取り構造18からの体液を載せることができる、検査成分を備える検査エレメント20は、体液中に存在するターゲット物質(グルコース)を検出するために用いられる。とりわけ接触のない視覚的な方法による血糖の検出は、先行技術において公知であるのでここでは詳細に説明しない。